特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	児童福祉法による保育士の登録に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

保育士の登録に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府知事

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 児童福祉法による保育士の登録に関する事務 【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分(共通して記載)】 ■資格管理事務(特定個人情報ファイルの取扱有) i 資格情報の登録 オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申請受理後に審査を行い、資格情報の登録を行う。な お、オンライン登録の際にはマイナンバーカードの電子証明書を利用し、資格保有者本人であることを 確認する。個人番号については、登録を受けようとする資格保有者のマイナンバーカードに搭載され た券面事項入力補助機能を活用し、その改変を不可能ならしめることにより真正性を担保する。登録 情報については、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)(以下、「住基法」という。)及び行政手続に おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、「番 号法」という。)に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワー クシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。 ii.登録情報の訂正・変更 オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申請について、マイナンバーを利用し、住基法及び番号 法に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。この他に住民基本台帳ネットワークシステ ムや情報提供ネットワークシステムにおいて、資格登録情報の更新の有無について定期に照会を行 う。審査の結果、問題が無ければ結果情報を登録する。 iii.資格の停止・取り消し 資格保有者について、資格の停止または取り消しが決定した場合、登録者名簿の資格情報を更新 する。 iv.資格の削除 オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申請について、マイナンバーを利用し、住基法及び番号 法に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを 利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。この他に住民基本台帳ネットワークシステ ムや情報提供ネットワークシステムにおいて、資格登録情報の更新の有無について定期に照会を行 う。審査の結果、資格の削除が決定した場合、登録者名簿から削除を行う。 ■決済事務(特定個人情報ファイルの取扱無) i.決済 ②事務の概要 資格の登録、訂正・削除などに係る費用について、オンラインにて完結可能となるよう決済処理を行 う。オンライン決済を望まない利用者についてはシステムを利用せずに従来通りの収入印紙等による 手続きが可能なものとする。 ii.入出金管理 各種申請(登録、訂正等)を完了させるためには、決済処理が完了していることが必須条件となるた め、入金情報について管理する。申請の取消し、取り下げ等が発生した際に、申請者が納付すべき額 を管理し、状況に応じて利用者に返金等の処理を行う。 iii.統計処理·集計処理 任意の決済期間、決済区分で収支を集計する。 ■資格証事務(特定個人情報ファイルの取扱無) i.デジタル資格証発行(オンライン) 資格保有者が自身の保有する資格情報を第3者へ対面で自身のスマホやタブレット上に表示しデジ タル資格証として提示する。また、当該資格情報をオンライン上で提供することも可能とする。 ii..資格証の発行·再発行(紙) 資格情報の登録業務にて登録が完了した資格登録者について、資格証の作成処理を行う。再発行 については、オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申請を受けて、審査を行う。審査の結果、問 題が無ければ資格証の作成処理を行う。 ■資格情報の既存システムとの連携(特定個人情報ファイルの取扱有) 登録事務処理センター(社会福祉法人日本保育協会)が保有する保育士登録システム及び保育士 登録者検索システムと国家資格等情報連携・活用システムに登録された特定個人情報を含む資格情 報データを連携し登録情報の同期を行い正確な資格情報の管理を行う。

③システムの名称

国家資格等情報連携・活用システム、住民基本台帳ネットワークシステム、マイナポータル、保育士登録システム及び保育士登録者検索システム

2. 特定個人情報ファイル名								
保育士登録簿ファイル								
3. 個人番号の利用								
法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲) 別表 項番8 住民基本台帳法 第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提 は) 別表第3 項番7の2 住民基本台帳法 第30条の15(本人確認情報の利用) 別表第5 項番8の2							
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携								
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定							
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番12							
5. 評価実施機関における	5. 評価実施機関における担当部署							
①部署	京都府健康福祉部こども・子育て総合支援室							
②所属長の役職名	京都府健康福祉部こども・子育て総合支援室長							
6. 他の評価実施機関								
-								
7. 特定個人情報の開示・	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求							
請求先	京都府健康福祉部こども・子育て総合支援室保育・子育て支援係 〒602-8570 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 TEL:075-414-4581							
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ								
連絡先	京都府健康福祉部こども・子育て総合支援室保育・子育て支援係 〒602-8570 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 TEL:075-414-4581							
9. 規則第9条第2項の適	用 用	[]適用した					

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数									
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				
	いつ時点の計数か	令和	6年11月1日 時点						
2. 取扱者	2. 取扱者数								
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満			
		令和6年11月1日 時点							
3. 重大事	3. 重大事故								
	内に、評価実施機関において特定個 する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし			

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	の種類					
2)又は3)を選択した評価実	項目評価書] いては、それぞれ重	i 点項目評	価書又は全	3) 基礎項目評価	画書及で 画書及で	
記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネ	ベットワークシステ	ムを通じ	た入手を除	:(。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付 けが行われるリスクへの対策 は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分 か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	転(委託や情	f報提供ネットワーク	ウシステム	を通じた提信	共を除く。)	[0]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの	接続		[]接網	しない(入手)	[0]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		

8. 人	.手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない
	ウミスが発生するリスク 策は十分か	<選択肢>
	判断の根拠	のマイナンバーの取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守し、マイナンバー登録を行う。また、保育士登録事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行う予定であり、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースの入力・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管・個人番号及び本人情報が記載された申請書の破棄
9. 監	査	
実施の)有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 税	 業者に対する教育・	啓発
従業者	針に対する教育・啓発	<選択肢> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 重	最も優先度が高いと 表	まえられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優れる対	₹先度が高いと考えら 策	[4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対	対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	委託先の選定に当たり、当該団体は、厚生労働省の指導の下、全都道府県からの委託を受け登録事務を行っており、当該団体において行政機関等と同様の安全管理措置を講じることができると判断した。また、契約書において、次の内容を義務付けている。 ・個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することがないようにすること。 ・個人情報の取扱いについて管理体制を定め、管理状況について適宜検査を行うこと。 ・事務を処理するため、個人情報を取得し、又は利用するときは、委託事業の目的の範囲内で行うこと。 ・事務に従事している者に対し、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は法令により罰則が適用されることがあること等、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正な管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うこと。 ・個人情報の取扱いの状況について、必要な報告又は実地調査の受入れを求めたときは、その求めの内容に従うこと。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月28日	I 3	·番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番8	·番号法第9条第1項(利用範囲) 別表 項番8	事後	番号法の改正に伴う修正
令和7年3月28日	I 4.2	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第2 項番10	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番12	事後	番号法の改正に伴う修正
令和7年3月28日	I 5.①	京都府健康福祉部こども・青少年総合対策室	京都府健康福祉部こども・子育て総合支援室	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	I 5.②	京都府健康福祉部こども・青少年総合対策室長	京都府健康福祉部こども・子育て総合支援室長	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	I 7.		〒602-8570京都市上京区下立売通新町西入 藪ノ内町 京都府健康福祉部こども・子育て総 合支援室保育・子育て支援係	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	I 8.		〒602-8571京都市上京区下立売通新町西入 藪ノ内町 京都府健康福祉部こども・子育て総 合支援室保育・子育て支援係	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	Ⅱ1.	令和5年2月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	Ⅱ 2.	令和5年2月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	IV8.	(新規追加)	Ⅳ8.人手を介在させる作業	事後	評価項目の追加
令和7年3月28日	IV11.	(新規追加)	Ⅳ11.最も優先度が高いと考えられる対策	事後	評価項目の追加